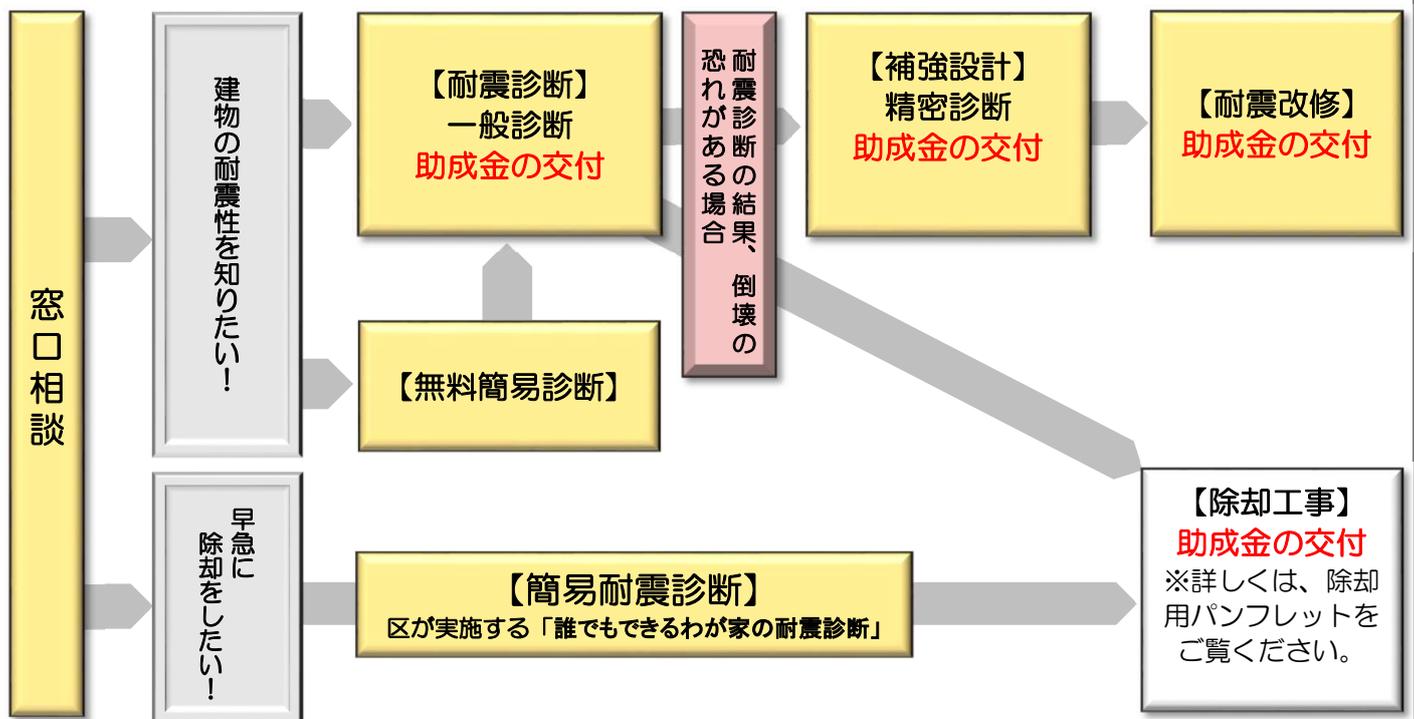


# 木造住宅の耐震改修を支援します！

平成7年に発生した阪神・淡路大震災での死者数は6,434名にのぼり、その約8割が建物倒壊による圧死とされています。平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、わが国の観測史上最大の地震となり、想定外の甚大な被害をもたらしました。今後、このような大地震の発生が首都圏で起こることが危惧されるなかで、区では、地震災害から区民の貴重な生命と財産を守るため区内全域で木造住宅耐震化を支援しています。



## 耐震改修助成の流れ



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当  
 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階  
 TEL：03-5742-6634 FAX：03-5742-6898

## 無料簡易診断支援（区内全域）

|       |  |
|-------|--|
| 対象建築物 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成12年5月31日以前に新築工事に着手した木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む）</li><li>個人が所有するもの</li></ul> |
| 対象者   | 建築物の所有者（共有の場合は代表者）   |
| その他   | 耐震診断専門家は東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します   |

## 木造住宅耐震診断支援（区内全域） 一般診断

|       |  |
|-------|--|
| 対象建築物 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成12年5月31日以前に新築工事に着手した木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む）</li><li>個人が所有するもの</li></ul> ※鉄骨造・RC造と木造等2種類以上の構造で造られている混構造の建築物、               |
| 対象者   | 建築物の所有者（共有の場合は代表者）   |
| 助成内容  | 専門家の派遣、耐震診断費用の10/10を助成   |
| 助成限度額 | <ul style="list-style-type: none"><li>戸建て住宅・長屋：15万円</li><li>共同住宅：27万円</li></ul>  |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断専門家は、東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します。耐震診断費用は、一定額になります。（戸建て住宅・長屋：15万円、共同住宅：27万円）</li><li>東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります。ただし費用は異なります。</li></ul> |

## 木造住宅耐震補強設計支援（区内全域） 精密診断

|       |  |
|-------|--|
| 対象建築物 | 上記、耐震診断の助成を受けた建築物<br>※違反部分等がある場合、解消され現行法に適合した設計図面を提出すること |
| 対象者   | 建築物の所有者（共有の場合は代表者）                                       |
| 助成内容  | 耐震補強設計費用*の1/2 ※精密診断費用も含む                                 |
| 助成限度額 | 20万円   |

## 木造住宅耐震改修支援（区内全域）

|       |   |
|-------|---|
| 対象建築物 | 上記、補強設計の助成を受けた建築物 ※違反部分の是正工事を行うこと   |
| 対象者   | 建築物の所有者（共有の場合は代表者）  |
| 助成内容  | 耐震改修工事費用の1/2（戸建て住宅・長屋）、1/3（共同住宅）を助成   |
| 助成限度額 | <ul style="list-style-type: none"><li>戸建て住宅・長屋：150万円</li><li>共同住宅：300万円</li></ul>   |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"><li>耐震改修には原則として補強設計の設計者を工事監理者として定めること。</li><li>自己用住宅の耐震改修(補強)工事を対象とした低金利の融資制度があります。</li></ul> |

## 耐震化促進協力団体

|      |   |
|------|---|
| 建築関係 | 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 品川支部<br>品川区豊町6-1-7 TEL03-6426-8870 |
|------|---|